

山添村 子育て情報ブック



山添村

はじめに

子どもの誕生や健やかな育ちは、親や家族、また社会にとっての希望であり、大きな喜びです。

山添村では、子どもたちの笑顔に溢れ、安心して子育てができる環境づくりを目指しています。過疎化の影響もある村ですが、家族や近隣の方などの温かな見守りがある地域です。一方、少子化のため、子育て中のお父さんやお母さんが、他の親子と出会い、子育ての悩みの共感や情報が得られる機会が少なくなるなど、子育て環境の変化が見られます。

山添村で、お父さんお母さん、ご家族の方が、安心して子育てできるように、妊娠期からお子さんの入学までの情報として「山添村子育て情報ブック」をご活用ください。



	妊娠期	出産～4か月	4か月～1歳	1歳～3歳	3歳～入園前	就学前	就学後
届出	☐ 妊娠届・母子健康手帳の交付 P1	☐ 出生届 P5					
手当・助成	☐ 妊婦健康診査助成金 P1 ☐ 妊婦のための支援給付金 P2 ☐ 妊娠判定受診料補助 P2 ☐ 産前産後期間の国民年金保険料免除P3 ☐ 風しん抗体検査 P3 ☐ 不妊治療助成金 P4	☐ 出産育児一時金 P5 ☐ 1か月母子健康診査助成金 P5 ☐ 新生児聴覚検査スクリーニング助成金 P6 ☐ 児童手当 P6 ☐ 子ども・次世代応援医療費助成 P6~7 ☐ チャイルドシート購入奨励金（6歳未満） P8					
健康診査	☐ 妊婦健康診査 P1		☐ 3～4か月児健康診査 P9 ☐ 6～7か月児健康診査 P9 ☐ 9～10か月児健康診査 P9	☐ 1歳6か月児健康診査 P9 ☐ 1歳6か月児歯科健康診査 P10 ☐ 2歳6か月児歯科健康診査 P10	☐ 3歳児健康診査 P9 ☐ 3歳児歯科健康診査 P10	☐ 就学時健康診断 P21 ☐ 保育園の歯科健診・フッ化物塗布 P10	
予防接種		☐ 予防接種の詳細は P9・P11～12					
相談・教室	☐ 妊娠・出産・育児などの総合相談窓口（子育て世代包括支援センター） P13						
		☐ 乳児家庭全戸訪問 P8	☐ てんくる広場 P14 ☐ 園庭開放「こども園きらりて遊ぼう」 P14 ☐ にこのびルーム（子どもの成長・発達に関する相談） P25	☐ すこやか相談 P25			
あそびを			☐ 伊賀市病児保育（6か月以上） P20~21	☐ 保育園入園 P18 ☐ 保育園一時保育 P19			☐ 小学校入学 P22 ☐ 放課後児童クラブ P23~24 ☐ 放課後児童クラブ（一時利用） P24

妊娠が分かったら



妊娠届

住民福祉課 ☎85-0045
こども家庭センターてんくる ☎85-1002

医療機関で妊娠の判定を受けたら、早めに妊娠届を出して母子健康手帳の交付を受けましょう。

母子健康手帳の交付

住民福祉課 ☎85-0045
こども家庭センターてんくる ☎85-1002

母子健康手帳は妊娠中のお母さんの健康の様子やお子さんが小学校に入学するまでの健康状態や発育、予防接種等の大切な成長の記録になります。

- 対象者 村内に住所がある妊婦
- 手続き 交付窓口に備え付けの「妊娠届書」に必要事項を記入し、提出してください。

【妊娠届書の必要事項】

- ・妊娠の確定診断を受けた医療機関名または助産所名、医師・助産師名
- ・出産予定日、出産予定医療機関名
- ・妊娠週数
- ・血液検査実施の有無等

※こども家庭センターてんくるでの交付となります。事前に電話にて予約してください。

妊婦健康診査助成金

住民福祉課 ☎85-0045

妊娠届時に、母子の健康保持、異常の早期発見のため、定期的に医療機関等で受ける妊婦健康診査費用の全額（医療保険適用分を除く）を助成するための「妊婦健康診査費用請求書」を交付します。

- 対象者 村内に住所がある妊婦
- 手続き 妊娠届時に母子健康手帳と併せて「妊婦健康診査費用請求書（1～5回目用・6回目以降用）」を交付します。妊婦健康診査費用請求書の医療機関証明欄について、医療機関・助産所等の証明を受けてください。請求に必要な書類等を持参し、提出してください。（提出は、請求する健診の最後の受診日から1か月を経過した日が属する月の末日まで）

【必要な書類等】

- ①妊婦健康診査費用請求書
- ②医療機関または助産所発行の領収書
- ③母子健康手帳（領収年月日と同受診日の受診結果が記載あるもの）
- ④印鑑（朱肉を使うもの）
- ⑤申請者本人名義の通帳（口座確認のため）

【注意事項】

- ・医療機関を変更される場合は、妊婦健康診査費用請求書の追加交付を受けることが必要です。
- ・転出された場合は、転出日以降の受診分の請求はできません。転出先の市区町村にお問い合わせください。

妊婦のための支援給付金

住民福祉課 ☎85-0045

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、現金給付と相談を受けます。

- 対象者 ①村内に住所がある妊娠届出をした妊婦
②村内に住所がある出産予定日の8週間前を迎える妊婦
- 内容 ①妊婦ひとりにつき5万円 ②胎児ひとりにつき5万円
- 手続き 交付窓口に備え付けのアンケートと申請書を記入してください。

【必要書類】

- ・交付窓口に備え付けの山添村妊婦のための支援給付金申請書
- ・申請者の振込先がわかるもの
- ・交付窓口に備え付けのアンケート

妊娠判定受診料補助事業

住民福祉課 ☎85-0045

母体と胎児の健康の保持及び増進のため、妊娠判定の受診料を助成します。

- 対象者 村内に住所があり、世帯全員が非課税世帯または生活保護世帯に属する女性
- 対象となる受診料
 - ・妊娠判定に要する診察、尿検査及び超音波検査
 - ・1回あたりの助成額は上限7,000円
 - ・1年度2回まで
- 手続き
申請窓口に備え付けの「妊娠判定受診料公費負担申請書」に必要事項を記入し、提出してください。
- 利用までの流れ
 - ①「妊娠判定受診料公費負担申請書」を担当課に提出
 - ②「妊娠判定受診料公費負担決定通知書」「妊娠判定受診券」を交付
 - ③指定医療機関に受診券を提出し受診

※ただし、委託医療機関等で受診することが困難な場合等は、一旦医療機関にて支払い、「妊娠判定受診料請求書」と医療機関発行の領収書を担当課に提出してください。

産前産後期間の国民年金保険料免除

住民福祉課 ☎85-0045

産前産後期間の免除は、65歳から受け取る老齢基礎年金を計算するうえで、保険料を納めた期間として反映されます。

産前産後期間の保険料を既に納めた場合であっても、届け出をすることで日本年金機構から保険料が還付されます。また、免除申請、納付猶予、学生納付特例期間と重複した場合であっても、産前産後期間の免除が優先されます。

●対象者 国民健康保険第1号被保険者

●免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

●届出期間 出産予定日の6か月前から届出が可能ですが、速やかに届け出てください。

●その他

厚生年金保険や共済組合に加入の方も同様の保険料免除制度があります。お勤め先へお問い合わせください。

●手続き

次の申請に必要な書類等を提出してください。

【必要な書類等】

①本人の年金手帳（または運転免許証など顔写真付きの本人確認ができる書類）

②母子健康手帳

風しん抗体検査

住民福祉課 ☎85-0045

風しんワクチンの予防接種を希望する方に対し、風しんウイルスによる風しんを予防するとともに先天性風しん症候群を予防し、住民の健康を保持増進するために予防接種費用の一部を助成します。

●対象者 以下に該当する方

①妊娠を予定又は妊娠を希望している女性

②妊娠を予定又は妊娠を希望している女性の配偶者

③妊娠をしている女性の配偶者

●手続き 交付窓口に備え付けの任意予防接種費用還付請求書をご記入の上、接種が確認できる領収書を提出してください。

●助成費用 予防接種費用の2分の1の額とする。ただし、対象者1人当たり5,000円を上限とする。

不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、①一般不妊治療②生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）並びにこれに併せて行われる先進医療の費用の一部を助成します。

- 対象者
 - ①村内に住所がある夫婦
 - ②治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦。
夫婦のうち、どちらか一方、または両方が助成を受けようとする治療期間の初日から申請日まで村内に住所がある方
- 内容
 - ①1年度中の自己負担分（上限10万円）
 - ②a：生殖補助医療（保険診療）自己負担の2分の1（上限5万円）
b：生殖補助医療（自費診療）自己負担の2分の1（上限15万円）
c：abに追加した先進医療 自己負担の2分の1（上限5万円）
- 手続き 交付窓口に備え付けの①山添村一般不妊治療助成金交付申請書兼請求書
②山添村生殖補助医療費等助成申請書・生殖補助医療費助成事業受診等証明書をご記入の上、領収書を提出してください。



赤ちゃんが生まれたら



出生届

住民福祉課 ☎85-0045

- 届け出の期限 出生日を含む14日以内
- 届け出る人 生まれた子の父または母（特別な場合を除く）
- 手続き

次の届出に必要な書類等を提出してください。

【必要な書類等】

- ①出生届（医師又は助産師の出生証明が必要です。）
 - ②母子健康手帳
- 低体重児の出生届について（届出窓口 住民福祉課）

出生体重が2,500g未満の赤ちゃんは生活環境や病気の予防などの十分な配慮が必要なため、母子保健法に基づき届出をお願いしています。

届出窓口に備え付けの「低体重児出生届」に必要事項を記入し、提出してください。

出産育児一時金

住民福祉課 ☎85-0045

被保険者が出産された時は、加入の健康保険から出産育児一時金が支給されます。基本的には健康保険の保険者から医療機関に直接支払われますので、出産にかかる費用はその差額を医療機関へ支払うことになります。

なお、出産にかかる費用が出産育児一時金を下回る場合、その差額は申請により被保険者に支給されます。その場合、国民健康保険に加入されている方は住民福祉課、それ以外の健康保険に加入の方は各保険者へ問い合わせのうえ、支給申請をしてください。

1か月母子健康診査助成金

住民福祉課 ☎85-0045

出産後に医療機関等でお子さんと母親の1か月健診にかかった費用の全額を助成します。

- 手続き 次の申請に必要な書類等を提出してください。

【必要な書類等】

- ①「1か月母子健康診査助成金交付申請書兼請求書」（担当課窓口に備え付けています） 振込先の金融機関名等の記載が必要です。
- ②1か月健康診査に要した費用の領収書（原本）
- ③母子健康手帳（1か月健康診査結果の記載があるもの）

新生児聴覚検査スクリーニング助成金 住民福祉課 ☎85-0045

出産後の新生児聴覚検査スクリーニング検査に係る費用の全額を助成します。ただし、医療保険の適用分は対象となりません。

●手続き

検査日の翌月末までに、次の申請に必要な書類等を提出してください。

【必要な書類等】

- ①「山添村新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金請求書」（担当課窓口にあります） 振込先の金融機関名等の記載が必要です。
- ②新生児聴覚検査スクリーニング検査に要した費用の領収書（原本）
- ③母子健康手帳（聴覚検査結果の記載があるもの）

児童手当

住民福祉課 ☎85-0045

次世代の社会を担う子どもたちの健やかな育ちを社会全体で支援する制度です。

●対象者

0歳から高校生年代（18歳になった後の最初の3月31日）の子どもを養育している人に支給されます。

●対象年齢手当月額（1人当たり月額）

- ・ 3歳未満 15,000円（第3子以降は30,000円）
- ・ 3歳以降高校生年代まで 10,000円（第3子以降は30,000円）
- ※第3子以降とは、大学生年代まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※公務員の方は職場で支給されますので、勤務先にお問い合わせください。

●支払時期

4月、6月、8月、10月、12月、2月

子ども・次世代応援医療費助成

住民福祉課 ☎85-0045

0歳から20歳到達後の最初の3月31日までの子どもが、病院で受診された際に支払う費用を助成します。

●対象者

0歳から20歳到達後の最初の3月31日までの子どもを養育している人

●助成額

病院で支払われた金額から次の一部自己負担金額を差し引いた額を助成します。

ただし、健康保険が適用されない診療は対象となりません。

【一部自己負担額】

通 院	1 医療機関につき、月500円
入 院	1 医療機関につき月1,000円 (13日以内の入院は500円)
調剤薬局	一部負担金は不要。自己負担金の全額を助成。

●申請方法

担当課で申請して下さい。

●助成方法

<奈良県で受診、薬局を利用した場合>

窓口で受給資格証を提示することにより、一部自己負担額
(500円または1,000円)のみの支払い。【現物給付方式】

<奈良県以外で受診、薬局を利用した場合>

「子ども・次世代応援医療費助成金交付請求書」(山添村ホームページでダウンロード可)に必要な事項を記入のうえ、医療点数の入った領収書(原本)を添付して担当課に申請。

ひとり親家庭等医療費助成

住民福祉課 ☎85-0045

●対象者

- ・ひとり親家庭等の父または母と18歳未満の子ども、またこれに準ずる人(後期高齢者医療制度に加入した場合は、重度心身障害老人等医療費助成の対象となります。)
- ・父または母及び扶養義務者すべての人の所得が、この助成を受けるための所得制限以下である人

●助成額

病院で支払われた金額から次の一部自己負担金額を差し引いた額を助成します。
ただし、健康保険が適用されない診療は対象となりません。

【一部自己負担額】

通 院	1 医療機関につき、月500円
入 院	1 医療機関につき月1,000円 (13日以内の入院は500円)
調剤薬局	一部負担金は不要。自己負担金の全額を助成。

●申請方法

担当課で申請して下さい。

●助成方法

＜奈良県で受診、薬局を利用した場合＞

子ども 窓口で受給資格証を提示することにより、一部自己負担額
(500円または1,000円)のみの支払い。【現物給付方式】
父または母 窓口で受給資格証を提示し、一旦3割の自己負担分を支払う。
後日、申請なしで指定口座に振込。【自動償還方式】

＜奈良県以外で受診、薬局を利用した場合＞

「ひとり親家庭等医療費助成金交付請求書」(山添村ホームページでダウンロード可)に必要な事項を記入のうえ、医療点数の入った領収書(原本)を添付して担当課に申請。

ひとり親家庭への就労・子育て等の様々な支援や相談窓口に関する情報は、
奈良県奈良っ子はぐくみ課発行の『ひとり親家庭のしおり』を参照してください。

チャイルドシート購入奨励金

総務課 ☎85-0041

チャイルドシート1椅につき、10,000円を上限とし、購入価格の2分の1の額(100円未満は切り捨て)を交付します。

ただし、チャイルドシートは、道路交通法第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置であるもの。

●対象者

交付申請日時時点で、6歳未満の児童を養育している人。対象児1人について1回。

●手続き

次の申請に必要な書類等を提出してください。

【必要な書類等】

- ①山添村チャイルドシート購入奨励金交付申請書
- ②山添村チャイルドシート購入奨励金交付請求書
- ③チャイルドシート購入領収書
- ④チャイルドシート使用説明書等
- ⑤印鑑

乳児家庭全戸訪問

住民福祉課 ☎85-0045

生後2か月未満の乳児のいるすべての家庭に、保健師が家庭訪問を行い、身体計測、子育て相談等をします。

●お知らせ方法 訪問日程は、保健師からご家庭へ電話連絡し決定します。

●早めの家庭訪問のご希望や里帰り中で不在等の場合は、担当課にご連絡ください。

子どもの健診・予防接種



予防接種

住民福祉課 ☎85-0045

出生届の際、「予防接種のしおり（各種予防接種予診票綴り）」及び予防接種に関する冊子を配付します。

●個別接種の手続き方法

- ①接種を希望する医療機関（小児科等）へ予約を行う。
- ②接種予約を行ったあと、担当窓口で手続きを行う。

★奈良県内の医療機関で接種される方

担当窓口又は電話で申し込みください。必要書類を渡します。

★奈良県外の医療機関で接種される方

個別接種依頼書発行願を担当窓口提出してください。

※書類作成に時間を要しますので、予約日の10日前までに提出をお願いします。

●集団接種について

MR2期ワクチン、二種混合ワクチン、日本脳炎ワクチン、子宮頸がんワクチンは、山添村保健福祉センターにて集団接種を行います。対象者には、個別通知を行います。

※村外の医療機関での接種を希望される場合は、住民福祉課の事前申請が必要です。

●予防接種のスケジュールの詳細については、11～12ページを参照してください。

乳幼児健康診査

住民福祉課 ☎85-0045

医師の診察によるお子さんの発育・発達を確認し、保健師による育児相談、栄養士による栄養相談を行います。

●健康診査の年齢

- ・ 3～4か月児
- ・ 6～7か月児
- ・ 9～10か月児
- ・ 1歳6か月児
- ・ 3歳児

●お知らせ方法 詳細は、郵送にてお知らせします。

●会 場 山添村保健福祉センター

幼児歯科健康診査

住民福祉課 ☎85-0045

歯科医による歯科健診、歯科衛生士による歯科相談の他、栄養相談及び育児相談を行います。

●各歯科健康診査

- ・ 1歳6か月児
- ・ 2歳6か月児
- ・ 3歳児

●お知らせ方法 詳細は、郵送にてお知らせします。

●会 場 山添村保健福祉センター

こども園の歯科健診・フッ化物塗布

こども園 ☎85-1001

●こども園では、年2回の歯科医による歯科健診と年中・年長の幼児の希望者を対象としたフッ素洗口（無料）を行います。

【定期予防接種】予防接種法に基づく予防接種

対象疾病(ワクチン)		対象年齢	標準的な接種年齢	回数	間隔
ロタウイルス ワクチン	ロタリックス1価	生後6週0日後～ 生後24週0日まで	初回接種は 生後2月～14週6日まで	2回	27日以上
	ロタテック5価	生後6週0日後～ 生後32週0日まで		3回	
B型肝炎ワクチン		1歳未満	生後2～9月未満	3回	27日以上の間隔をおいて2回接種、 第1回目の注射から 139 日以上あけて3回 目接種
小児用肺炎球菌ワクチン		生後2月～5歳未満	生後2～7月未満	初回 3回	27日以上
				追加 1回	生後12月～15月の間 (初回の3回目終了後 60日間以上あけて)
			※標準的な接種年齢以外の場合 ・接種開始が生後7月～12月未満の場合は、27日以上の間隔で2回、生後12月以降で(初回の2回目終了後 60日間以上あけて)1回 ・接種開始が生後12月～24月未満の場合は、60日間以上の間隔で2回 ・接種開始が生後24月以上5歳未満の場合は、1回		
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ ヒブ	DPT-IPV-Hib (五種混合)	<1期初回> 生後2～90月未満	生後2～7月未満	3回	20日以上
		<1期追加> 生後2～90月未満	1期初回接種(3回) 終了後6～18月までの 間隔をおく	1回	1期初回3回終了後、 6月以上あけて
	二種混合 〔ジフテリア 破傷風〕	<2期> 11～13歳未満	小学校6年	1回	

対象疾病(ワクチン)	対象年齢	標準的な接種年齢	回数	間隔
BCG	生後12月未満	生後5～8月	1回	
麻しん風しん混合ワクチン	<1期> 生後12～24月未満	1歳の誕生日をすぎたら 早めに	1回	
	<2期> 5～7歳未満のものであつて、小学校就学前1年間	年長	1回	
水痘ワクチン	1～3歳未満	<1回目> 生後12～15月未満	1回	
		<2回目> 1回目終了から6月～12月後	1回	1回接種終了後3月以上 (標準的には6月から12月まで)
日本脳炎	<1期初回> 生後6～90月未満	3歳	2回	6日～28日まで
	<1期追加> 生後6～90月未満 1期初回終了後概ね1年おく	4歳	1回	
	<2期> 9～13歳未満	小学校4年	1回	
子宮頸がんワクチン	小学校6年生～ 高校1年生相当の女子	中学1年生 (13歳相当)の女子	3回	サーバリックスを接種する場合1回目を0月として以降1・6月後
				ガーダシルを接種する場合1回目を0月として以降2・6月後
				シルガードを接種する場合1回目を0月として以降2・6月後 ※15歳未満の方は1回目を0月として以降6月後の2回接種

【任意予防接種】 予防接種法の対象になっていない予防接種

対象疾病(ワクチン)	対象年齢	標準的な接種年齢	回数	間隔
おたふくかぜワクチン	1歳以上	1歳のお誕生日が過ぎたら早めに	1回	

任意予防接種の一部公費助成制度について

おたふくかぜワクチンの予防接種を受けた方には、予防接種費用の一部を助成します。

◎助成金額・・・接種費用の1／2（上限2，500円）

インフルエンザワクチンの予防接種を受けた方には、予防接種費用の一部を助成します。

◎18歳以下の自己負担金・・・1，600円（2回接種者も同様）



こども家庭センターてんくる

こども家庭センターてんくる ☎85-1002

妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みなどの相談に応じるワンストップ相談窓口です。保育教諭や保健師などのスタッフが関係機関と連携しながら子育て世代をサポートします。ひとりで悩まないで、お気軽にお立ち寄りください。

こども家庭センターてんくるの遊び場 開放

- 日 時 ・ 月曜日～金曜日 午前9時～午前11時
・ 土・日曜日 午前9時～午後4時
お部屋の自由開放（申し込み不要）
- 利用対象者
 - 月曜日～金曜日
 - ・ 村内在住または里帰り中の妊産婦、就学前のお子さんとその家族。
 - ◇ 土・日曜日
 - ・ 村内在住の方どなたでもご利用できます。
 - ・ 村外の方の利用も可能です。
 - ※ 村外の方が、村内の方と一緒に来られる場合は
月～金曜日にも利用できます。
- 利用方法
 - ・ 入室方法
 - 平日利用：こども園きらりの玄関インターホンを鳴らしてください。
 - ◇ 土・日利用：こども家庭センター玄関から入室してください。

保育教諭・保健師による子育て相談＜要予約＞

- 日 時 月曜日から日曜日（祝日を除く）
午前9時～午後4時
 - 持ち物 母子健康手帳
 - * 体重測定もできます。
- こども家庭センターてんくるまで申し込みください。

てんくる広場

こども家庭センターてんくる ☎85-1002

季節やテーマに沿ったお遊び会を開催します。遊びを通じて、楽しい時間を親子で体験できます。また、お父さんお母さん同士の交流もできる場として開催します。

- 対象者 村内在住の就学前のお子さんとその家族
- 場 所 こども家庭センター てんくる
※こども園きらりの玄関のインターホンを鳴らしてください。
- 内 容 親子遊び、外遊び、季節の遊び等
- 時 間 午前9時30分～11時30分
- 参加費 無料
- 申し込み方法 2日前までにこども家庭センター てんくる
(☎85-1002) まで申し込みください。

※日程につきましては、案内チラシを確認ください。

園庭開放「こども園きらりで遊ぼう」

こども家庭センターてんくる ☎85-1002

園庭を開放します。自由に遊びに来てください。

- 対象者 村内在住の就学前のお子さんとその家族
- 場 所 こども家庭センターてんくる
※こども園きらりの玄関のインターホンを鳴らしてください。
- 内 容 親子遊び、季節の遊び等（4月・12月を除く年10回）
- 時 間 午前9時30分～11時30分
- 参加費 無料
- 持ち物 水筒（お子さんと保護者のお茶）
- 参加方法 2日前までにこども家庭センター てんくる
(☎85-1002) まで申し込みください。

※日程につきましては、案内チラシを確認ください。

公民館（東山・豊原・波多野）

東山公民館、豊原公民館、波多野公民館の公式SNS（Facebook、Instagram）をご覧ください。

▼ Facebook



▼ Instagram





保護者の方が病気や出産、就学等の理由により、一時的にお子さんを自宅で養育することが困難となった場合に、お子さんを施設でお預かりする事業です。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 対象者 村内に住所があり、以下の理由に該当する家庭の児童
（医療を受ける必要があると認められた児童を除く）
 - ・児童の保護者の疾病
 - ・育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
 - ・出産、看護、事故、災害など家庭養育上の事由
 - ・冠婚葬祭、転勤、学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- 利用期間 原則7日以内の日程でご利用いただけます。
- 利用料 17ページの別表のとおり
- ご利用にあたって
ご利用の希望がある場合は、原則、施設へ事前の登録手続きが必要になります。お子さんの情報を施設と共有したうえでご利用いただきます。
※緊急の場合はご相談させていただきます。

夜間養護等（トワイライツステイ）事業

- 対象者 村内に住所があり、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となる家庭の児童
（医療を受ける必要があると認められた児童を除く）
- 利用期間 6か月以内
- 利用時間 【基本】午後2時から午後10時までの原則4時間以内
【宿泊】午後10時から翌日の午前12時
- 利用料：17ページの別表のとおり
- ご利用にあたって
短期入所生活援助（ショートステイ）事業同様に、利用のご希望がある場合は、原則、施設へ事前の登録手続きが必要になります。お子さんの情報を施設と共有したうえでご利用いただけます。
※緊急の場合はご相談させていただきます。

別表

● 短期入所生活援助（ショートステイ）事業〈1日当たり〉

	年齢区分	保護者負担額
生活保護世帯等（※1）	2歳未満児 慢性疾患児	0円
	2歳以上児	0円
市町村民税 非課税世帯等（※2）	2歳未満児 慢性疾患児	1,100円
	2歳以上児	1,000円
その他の世帯	2歳未満児 慢性疾患児	5,350円
	2歳以上児	2,750円

● 夜間養護等（トワイライトステイ）事業〈1日当たり〉

	区分		保護者負担額
生活保護世帯等（※1）	夜間養護事業	基本分	0円
		宿泊分	0円
	休日預かり事業		0円
市町村民税	夜間養護事業	基本分	300円
		宿泊分	300円
	休日預かり事業		350円
その他の世帯	夜間養護事業	基本分	750円
		宿泊分	750円
	休日預かり事業		1,350円

（※1）母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯で市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。

（※2）父子家庭、母子家庭、及び養育者世帯を含む。ただし、生活保護世帯として取り扱われる世帯を除く。

対象施設は、社会福祉法人いかるが園又は社会福祉法人宝山寺福祉事業団となります。

こども園等について



山添こども園きらりの入園

住民福祉課 ☎85-0045
こども園 ☎85-1001

山添こども園きらりでは、遊びからの学びを大切に未来に向かってチャレンジするこども園をモットーに日々の教育・保育を行っています。

（給付認定区分）

- ・ 1号認定（教育標準時間認定）

満3歳以上で、保育の必要がなく教育を希望される場合

- ・ 2号認定（保育認定）

満3歳以上で、「保育の必要性の認定に関する基準」に該当し保育を希望される場合

- ・ 3号認定（保育認定）

満3歳未満で、「保育の必要性の認定に関する基準」に該当し保育を希望される場合

< 教育・保育時間 >

- 教育・保育時間 1号認定 : 8:00～13:30
2・3号認定 : 7:30～18:30（保育標準時間）
8:00～16:00（保育短時間）

- 対象児 生後6か月以上の乳幼児

- 手続き

次の利用申請に必要な書類等（山添村ホームページでダウンロード可）を提出してください。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼現況届）
- ②入園申請書類
- ③保育が必要であることを証明する書類（就労証明書等）

< 延長保育事業 > 2号、3号認定（保育短時間）で、就労等で教育・保育時間を延長したい場合

- 保育時間（朝）午前7時30分～午前8時、（夕）午後4時～午後6時30分
- 料金 無料
- 手続き

延長保育事業利用申請書（山添村ホームページでダウンロード可）をこども園又は担当課に提出してください。

< 一時預かり事業（幼稚園型） >

- 対象児 1号認定を受けてこども園を利用している幼児
- 利用時間 午後1時30分～午後5時（長期休業期間は午前8時～午後5時）
- 料金 無料
- 給食費 無料
- 利用要件 保護者の希望による
- 手続き
 - ①こども園に空き状況の確認をしてください。
 - ②一時預かり事業利用申請書（山添村ホームページでダウンロード可）をこども園又は担当課に提出してください。

※広域入所・他の保育施設を希望される方は、住民福祉課までご相談ください。

一時預かり事業（余裕活用型）

住民福祉課
こども園

☎85-0045
☎85-1001

- 対象児
 - ・満1歳から小学校入学前までの年齢で、幼稚園・保育所及び認定こども園のいずれにも在籍していない子ども
 - ・健康で日常生活に支障がない子ども
 - ・その他 村長が特に必要と認める場合
- 利用時間 午前8時～午後5時
- 料金
 - ・4時間未満：500円
 - ・4時間以上：1,000円
- 給食費 300円
- 利用要件
 - ・保護者の就労、就学
 - ・保護者又は家族の通院、看護、介護
 - ・保護者の育児疲れの解消
- 定員 1日5人程度
- 手続き
 - ①こども園に空き状況の確認をしてください。
 - ②一時預かり事業利用申請書（山添村ホームページでダウンロード可）をこども園又は担当課に提出してください。

伊賀市と本村の「定住自立圏の形成に関する協定」に基づき、伊賀市民と同様の条件で利用することができます。

病気または病気の回復期にあり、保育園・幼稚園・小学校などでの集団生活が困難で、保護者の勤務の都合上、家庭で保育ができない児童を、専用の保育室で一時的に預かる制度です。保育士、看護師による保育と看護を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健全育成をはかります。

●施設名 ゆめこどもクリニック伊賀 病児保育室

（伊賀市小田町258番地－2 連絡先0595－24－7605）

●利用できる子ども

- ・伊賀市または伊賀・山城南・東大和定住自立圏域（笠置町・南山城村・山添村）に居住している。
- ・概ね生後6か月以上で、保育園・幼稚園・小学校に通園・通学している。
- ・保護者の勤務等の都合により、家庭での保育が困難である。
- ・病気の回復期に至っていない、または回復期である場合で集団保育が困難である。
- ・医師により利用が適当と判断された。

※上記の条件に当てはまらなくても、同様の状況にある子どもも利用できる場合があります。

●利用できる病気の範囲

- ・風邪、感染性胃腸炎などの日常的にかかる病気
- ・インフルエンザ、水ぼうそう、おたふくかぜなどの感染症
- ・気管支喘息などの慢性疾患
- ・医師が利用可能と判断した病気

※麻しんの急性期、流行性結膜炎、新型コロナウイルス感染症などの感染力が強い病気の場合は預かることができない場合があります。

●利用日時

月～水曜日・金曜日 午前9時～午後6時

土曜日 午前9時～午後5時

※祝日は除く。その他、ゆめこどもクリニック伊賀の休診日（お盆、年末年始等）は利用できません。

※お迎え時間は利用時間終了の10分前

●料 金

世帯区分	市内居住	市外居住
①所得税課税世帯	1,000円	1,000円
②市町村民税課税世帯（①を除く）	500円	1,000円
③市町村民税非課税世帯または生活保護世帯	無料	1,000円

※利用中、必要に応じて診察及び治療を受けた場合は、治療費を病院窓口にお支払ってください。

●利用の流れ

①当日の朝、電話で空き状況を確認。（朝8時から電話受付）

※当日、突然来所されても人数に限りがあり利用できない場合があります。必ず事前に電話で空き状況を確認してください。

②当日必要なものを用意し、ゆめこどもクリニック伊賀で診察を受ける。（診察受付開始は8時45分）

③病児保育室の利用申込。

④保育に必要なもの（全てに名前を記入）を持参。

※昼食・お茶など、飲食物はすべて持参が必要です。布団一式、おむつは有料で貸し出しがあります。その他の必要な物の詳細は利用時にお尋ねください。

●手続き

次の利用申請に必要な書類等をゆめこどもクリニック伊賀に提出してください。

【必要な書類等】

①伊賀市病児保育室利用登録申請書兼利用申請書

②保護者連絡票

※利用に必要な書類は、ゆめこどもクリニック伊賀のほか、山添村住民福祉課にも備え付けています。山添村ホームページからもダウンロード可能。





小学校への入学

教育委員会事務局 ☎85-0049

●就学時健康診断

翌年4月に小学校へ入学予定の幼児を対象に、毎年11月に就学時健康診断（健康状態や発達状況を確認し、入学後のスムーズな学校生活をサポートするための健康診断）を実施しています。実施前に保護者へ日程・場所などを通知しますので、ぜひ受診してください。

※受診されない場合は、教育委員会事務局までご連絡ください。

●就学通知書

入学される年の1月に教育委員会から入学すべき学校及び入学日を記載した就学通知書を送付します。

※国立・県立・私立学校の入学、転居・転出、身体的な理由により就学先の変更や就学を延期したいときなどは、教育委員会事務局に連絡してください。

※国立・県立・私立学校へ就学される場合は、就学校が発行する入学許可書を教育委員会事務局に届け出てください。

小・中学校の転入・転出

教育委員会事務局 ☎85-0049

●村内での転居

住民福祉課で転居手続き後、教育委員会事務局へお申し出ください。

●村外からの転入

住民福祉課で転入手続き後、教育委員会事務局へ申し出てください。教育委員会事務局が交付する「異動通知書」と、前学校で交付される「在学証明書」「教科書給与証明書」を通学する学校に提出してください。

●村外への転出

住民福祉課で転出手続き後、住民福祉課で交付した「転出証明書」を教育委員会事務局へ持参してください。教育委員会事務局で交付する「異動通知書」を通学していた学校に提出してください。学校で「在学証明書」「教科書給与証明書」が交付されますので、転出先で手続きをしてください。

※転入・転出の予定がわかった時点で教育委員会事務局にご相談いただけますと、新しい学校で使用する制服や教科書の準備がスムーズになりますので、お気軽にご相談ください。

お子さまの発達状況など就学に関して心配なことがある場合は、教育委員会事務局にご相談ください。

●就学先決定までの流れ

①教育相談

8月に就学に係る教育相談を実施し、専門家がお子さまの発達状況を確認し、就学に向けた相談を行っています。

②就学時健康診断

11月に就学時健康診断を実施しています。小学校による就学相談もあります。

③就学指導委員会

12月の就学指導委員会で就学先について検討し、奈良県教育委員会へ報告します。

④就学先の決定

奈良県教育委員会の審査を経て就学先が決定されます。

放課後児童クラブ

住民福祉課 ☎85-0045

就労と子育ての両立を支援するとともに、子どもの健全育成を図るために実施しています。放課後児童クラブには長期利用と一時利用があります。

●場 所 山添村立児童館・老人憩の家

(大字西波多4922番地 ☎85-0579)

●長期利用

	村内小学校の子ども
対象児童	保護者などが就労等により日中家庭にいない子ども
時 間	<月～金曜日> 授業終了後～午後7時 <第1土曜日> 午前8時30分～正午 <夏・冬・春休み期間> 午前8時30分～午後7時
利用料	月額6,000円 但し8月は11,000円 (おやつ代を含む)
定 員	55人

※但し、国民の休日、8月13日～15日、12月28日～1月4日は除く

申込方法	次の書類を担当課に提出してください。 ※書類は山添村ホームページにてダウンロード可 ①「山添村放課後児童クラブ利用申請書」 ②保護者の就労証明書等 家庭での保育ができないことを証明できるもの。
------	---

●一時利用

	村内小学校の子ども
対象児童	保護者などの急な事態により養育ができない子ども
時 間	<月～金曜日> 授業終了後～午後7時 <第1土曜日> 午前8時30分～正午 <夏・冬・春休み期間> 午前8時30分～午後7時
利用料	4時間以内 300円 4時間を超える場合 500円 (おやつ代を含む)
申込方法	次の書類を担当課に提出してください。 * 書類は山添村ホームページにてダウンロード可 ●登録時 「山添村放課後児童クラブ一時利用登録申請書」 ●利用時 「山添村放課後児童クラブ一時利用申請書」

※利用にあたって、ご注意いただくことなどは、ホームページ「山添村放課後児童クラブ」をご確認ください。

発達・療育に関する支援



にこのびルーム

住民福祉課 ☎85-0045

「ねがえりやはいはいをしない」「ことばがなかなか増えない」「よく動いて目が離せない」など、発達のゆっくりさや偏りがみられるお子さんの年齢や成長発達に応じた早期の療育を行います。

- 対象 乳児から小学生と保護者
- 場所 山添村こども家庭センターてんくる
- 内容 作業療法士による個別相談（1回1時間、2か月に1回の相談）
- 申込み方法 担当課まで電話（要予約）。日時調整をします。

すこやか相談

住民福祉課 ☎85-0045

発達相談員による個別相談を行います。子育てに関する悩みや、発達について気になることの相談や発達検査を行います。

- 対象 こども園児
- 場所 認定こども園きらり
- 内容 発達相談員による発達検査及び相談
- 申込み方法 こども園を通じて申込み用紙を配布するので、希望があればこども園に提出してください。

療育手帳申請

住民福祉課 ☎85-0045

知的に障害があると判定された方に交付される手帳です。

- 内容 18歳未満の方は、中央こども家庭相談センターで判定や発達検査が受けられます。
- 予約先 ☎0742-26-3788
- 時期 随時

山添村でも同じように受けることができます。

- 内容 1日子ども相談
- 対象者 こども園児・小学生・中学生
- 時期 年に1回
- 案内 こども園・小学校・中学校に、案内ちらしを配布します。

障害児通所支援

住民福祉課 ☎85-0045

障害児通所支援

療育を必要とする子どもの通所支援（日常生活の基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等）の給付費支給にかかる支援を行います。

障害児相談支援

障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画の作成やサービスの利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行います。

●サービスの種類

サービス	概要	対象児
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた未就学の児童
医療型児童発達支援	発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法士等の機能訓練等（又は医療管理下での支援）が必要であると認められた児童
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	小中学校、高校、特別支援学級等に就学しており、授業の終了後又は休業中に支援が必要と認められた児童
保育園等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他の必要な支援を行います。	保育園（その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるもの）に通う児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障害児等で児童発達支援等の障害児通所施設を受けるために外出することが困難な児童

●手続き

次の書類等を提出してください。

【必要な書類等】

- ① サービス利用費支給申請書※
- ② 障害児支援利用計画案（指定障害児相談支援事業所が作成、
セルフプランの場合は家族・支援者等が作成）
- ③ 療育の必要性がわかるもの（障害手帳等）
- ④ 市町村民税課税証明書等（同意書※で省略できる場合もあります）

●利用した時にかかる費用

サービスを利用した時は、費用の1割を利用した事業者に支払います。また、対象児の属する世帯の所得に応じてひと月の負担上限額が決められています。

※①と同意書については、住民福祉課の窓口に備え付けています。

未熟児養育医療 の給付

住民福祉課 ☎85-0045

出生時体重が2000g以下、又は一定の症状があり、指定養育医療機関での治療を受けた乳児に医療費（保険診療分）を公費助成のする制度です。なお、世帯の課税額に応じて自己負担があります。

●手続き

次の申請に必要な書類等を提出してください。

【必要な書類等】

- ①養育医療給付申請書
- ②養育医療意見書（指定養育医療機関での記載が必要）
- ③世帯調書
- ④同意書（村民税関係公簿を閲覧するため）
- ⑤対象児の健康保険証の写し

※①～④は住民福祉課の窓口へ備え付けています。

児童扶養手当

住民福祉課 ☎85-0045

父母の離婚などで父（母）のいない児童を養育している母（父）、または父（母）が重度の障害がある場合に母（父）に児童扶養手当を支給します。ただし、以下のようない制限があります。

- ・ 公的年金（老齢福祉年金を除く）の受給者
- ・ 所得制限があります。
- ・ 手当を受給してから5年が経過する人
- ・ 手当の支給要件（離婚・死別等）に該当してから7年を経過する人

※8歳未満の子どもがいる場合、受給者が就業または求職活動などの就業努力をしている場合、一定の障害状態にある場合、または病気・介護等で就業できない場合は、「児童扶養手当一部支給停止適用除外届出書」に必要書類を添付し提出することで、一部支給停止の対象外となります。

特別児童扶養手当

住民福祉課 ☎85-0045

心身に一定以上の障害がある20歳未満の児童の養育者に対し、特別児童扶養手当を支給します。

※その児童が障害を事由として支給される公的年金を受けていれば該当しません。

また、所得制限があります。

障害児福祉手当

住民福祉課 ☎85-0045

重度の知的障害、重度の身体障害又は重度の精神障害のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の人に対し支給されます。ただし、障害を事由とする公的年金を受給できる場合や児童福祉施設等の施設に入所している場合等認定できないことがあります。また、所得制限があります。

小児慢性特定疾病医療に関する情報については、「奈良県郡山保健所」ホームページを参照ください。

発 行

2025年6月
山添村住民福祉課